

2013 年度パルシステム東京市民活動助成調査報告書(改訂版)

改正国籍法施行以後の
ジャパニーズ・フィリピン・チルドレンの
来日と就労の課題

調査主体

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク

協力

移住労働者と連帯する全国ネットワーク女性プロジェクト
人身売買禁止ネットワーク

2014 年 5 月 7 日

目次

要旨	1
Executive Summary	2
1. はじめに（稲葉奈々子）	3
2. JFC 問題とは何か（伊藤里枝子）	5
(1) 3つの問題	5
(2) 残された法的問題	6
3. 2008 年の国籍法改正に伴うJFCの来日（藤本伸樹）	8
(1) 改正国籍法施行	8
(2) JFC 親子の来日と就労	8
4. 事例からみるJFCの来日と就労（高畑幸・原めぐみ）	12
(1) 19 人のプロフィール	12
(2) 子どもがフィリピンで育った理由	13
(3) 来日の動機と経緯	14
(4) 日本国籍取得	15
(5) 仲介団体（業者）と渡航費貸付・労働契約	17
(6) 日本での労働、住居	21
(7) 子どもの教育	21
(8) 人権侵害・身の危険を感じたこと	22
(9) 日本政府への要望	23
5. まとめ（稲葉奈々子）	25
(1) 契約の違法性	25
(2) 労働条件の悪さ	26
(3) 子どもの教育	26
(4) 子どもの国籍	26
6. 結語——政策提言（吉田容子）	27
(1) 当事者の要望	27
(2) 契約の違法性、労働条件の悪さなど	27
(3) 提言	28
7. あとがき——調査結果報告会をふまえて（高畑幸）	30
(1) 報告会の来場者から出された質問・意見	30
(2) 今後の課題	33
謝辞	33
資料編	34

要旨

2009 年の改正国籍法施行を機に、国際婚外子が生後認知によって日本国籍を取得することができるようになった。1980 年代後半から「興行」の在留資格により単身女性が多数来日したフィリピンでは、日比婚外子が数万人暮らすとも言われる。本調査では、日本で就労中のジャパニーズ・フィリピノ・チルドレン(JFC)10 名および JFC の母親 9 名を対象としたインタビューを行った。その結果、日本での「興行」労働を経て帰国した後、フィリピンで貧困生活を送っていたフィリピン人の母親と JFC が、仲介業者による渡航費貸付・就労先斡旋を利用して来日し、介護施設、食品工場、フィリピンパブ等で働いていることが明らかになった。

しかし、日本国籍取得費用や渡航費の貸付けは高額で、ただでさえ低い賃金の中からその分割返済金を控除され、返済中は日本の人材派遣会社が旅券を管理するなど問題が多い。また、来日時に 15 歳以上の JFC は日本で教育を受けられないこと、JFC の母親は子どもの養育目的で「定住者」の在留資格を得るため子どもの成人とともに滞在資格を失うこと、彼（女）らの来日は同時にフィリピンの家族（JFC の祖父母、継父、異父きょうだい）との別離ともなることなど、彼（女）の日本での社会統合、また家族の統合・再統合に課題は多い。

改正国籍法施行に伴う JFC 親子の来日と就労について、さらに大規模の実態調査を行い、彼（女）らの日本社会への統合を政策立案することが望まれる。

Executive Summary

The Amendment to the Nationality Law of Japan in 2009 opened a way for children born from a Japanese father and a foreigner mother to acquire Japanese nationality through recognition by the father after birth, even when the couple is not legally married.

The Philippines started to send numerous single women as entertainers to Japan since the latter half of 1980's. Today, children born from these women outside of legal marriages with Japanese fathers are said to be in the tens of thousands or more and residing in the Philippines. They are called Japanese-Filipino Children (JFC).

Interviews with 10 JFC and 9 mothers of JFC were conducted. The results of the study show that the women who had worked in Japan as entertainers had difficult lives with their JFC in the Philippines after they returned home. Therefore, since the amendment of the Nationality Law, they have been recruited to work in Japan through agencies that would lend expenses for airfare and arrange for their work in places such as welfare institutions, food processing factories and Philippine pubs.

They were charged a high price for the acquisition of Japanese nationality, for airfare and other extremely high expenses, which were deducted from their already low salary. They had additional problems such as (1) they have their passports confiscated by the Japanese manpower agencies while debt payment; (2) if the JFC are over 15 years of age upon arrival, they are considered as over-age for junior high school education in Japan; (3) the JFC mothers, who have their visa status of "long-term resident" as a parent having custody of a minor, lose their residential status when a child reaches 20 years of age; (4) upon their return to Japan, the JFC would lose their ties with Filipino relatives such as grandparents, step-father, step-sister/brother; (5) JFC face difficulties in integrating into Japanese society and reuniting with the Japanese fathers. These are among the numerous problems they face.

The impact of the amendment to the Nationality Law in 2009 on JFC and their mothers requires extensive research on a much larger scale and the establishment of policies and programs for their integration into Japanese society is of utmost importance.

1. はじめに（稲葉奈々子）

2009 年の改正国籍法¹施行以降、フィリピン在住でフィリピン人母と日本人父を親に持つジャパニーズ・フィリピノ・チルドレン（JFC）が**生後認知によって日本国籍を取得し、フィリピン人母とともに来日する例が増えてきた**。彼（女）らは「新日系人」とも呼ばれている²。**渡航と就労は仲介団体（業者）を介しており、就労先は人手不足の製造業および介護労働に集中している**。その結果、NPO 法人 JFC ネットワークに母親の就労や子どもの就学上の問題についての相談が増えている。

これら JFC は、1990 年代に出稼ぎ目的で急増したラテンアメリカの日系人と同様に非正規労働市場に組み込まれている。日本政府は、定住資格を持つ日系人の社会統合のための施策を行わず放置してきた。結果としてラテンアメリカ日系人は 2008 年のリーマンショック後に約 40%が失業し、子どもの高校在学率は 50%以下であり、日本の底辺層に固定化されることが危惧される。今後も増加が予測されるフィリピン日系人がラテンアメリカ日系人の轍を踏まないためには、渡日から就労、就学に至る経緯を調査し、求められる政策を明らかにし、社会統合政策を訴える必要があると考え、本調査を企画するに至った。

父が日本人である JFC を同伴する親は**フィリピン人シングルマザーであり、渡航は、斡旋業者から渡航手続きや航空券代金の貸付を受け、来日後に返済する仕組み**である。彼女たちの賃金の安さや、しばしばパスポートを取り上げられて職業選択の自由がないという点では、1980 年代末に性産業に従事したフィリピンやタイ人女性、近年、外国人研修・技能実習生として来日する中国人女性との共通点が多い。2004 年、米 국무省の「人身売買レポート」は、在留資格「興行」を得て性産業に就労するフィリピンやタイの女性の問題をもって、日本を「人身売買」が行われている国として警告し、2007 年の同レポートでは、さらに研修・技能実習生の資格で働く外国人の問題も「人身売買」であると警告した。「JFC（新日系人）」についても、渡航の実態を明らかにすることで、「搾取的な移住」として日本政府に対応の必要性を喚起することができる。

¹ 改正の内容等は第 3 章を参照のこと。

² 「新日系人」はフィリピンの支援団体や仲介団体（業者）等で使われている用語である。戦後生まれの（戦前のフィリピンへの日本人移民の子孫ではない）日系フィリピン人という意味で、本稿でいう「JFC」とほぼ同義である。

一方、JFC の場合は、その多くが日本国籍を持ち、同伴する母親も定住者として安定した在留資格を有する。そのため、これまで日本政府が講じてきたように資格外就労や「人身売買の被害者」として出身国に送還することは問題の解決にならず、**定住にあたっては社会統合政策が不可欠**であることを指摘したい。これまで移住者に関しては多文化共生など文化的な政策のみが強調されてきた。しかし、本調査によって、移住者はその移住過程ゆえに日本人に比べ構造的に不利な位置に置かれていることを示し、教育や雇用における社会政策の必要性を明らかにすることは、地域社会での移住者の生活の改善に資するであろう。

なお、調査方法は、日本で暮らす JFC およびその母に対する半構造化インタビューである。2013 年 11 月から 2014 年 3 月にかけて、NPO 法人 JFC ネットワークの元クライアントを中心に 19 名に話を聞くことができた。以下では、JFC 問題および改正国籍法について概略を示した後、事例を紹介しながら彼（女）らの来日と就労に関わる課題を指摘したい。

2. JFC 問題とは何か（伊藤里枝子）

(1) 3つの問題

JFC とはジャパニーズ・フィリピン・チルドレン (Japanese-Filipino Children) の略で、日本人とフィリピン人を両親に持つ子どもたちをさす。この子どもたちの母親の多くは、1980 年代から日本にエンターテイナーとして出稼ぎにきた女性たちであった。また、この時代には日本からフィリピンへの旅行者や企業駐在員が増えこともあり、フィリピン人女性と日本人男性の出会いの機会は、かつてないほど多くなった。以来、フィリピン人女性と日本人男性の婚姻数が増加しただけでなく、未婚で子どもをもうけるカップルもまた増加した。

家族として安定し幸せなケースももちろんたくさんある。しかし、中には、母親が出産のためにフィリピンに帰国し、子どもが生まれた後に、さまざまな理由で関係が破綻したり、あるいは理由がわからないまま突然男性からの連絡が途絶えたりするなど、母と子がフィリピンに取り残されてしまうケースも多く発生した。

1980 年代から 1990 年代にかけて、フィリピンから日本への若年女性労働者送出の帰結として、日本人の父親から遺棄された JFC の子どもたちの問題がフィリピンで大きな社会問題として注目された。

現在、JFC を取り巻く問題は、①経済的問題、②精神的問題、③法的問題に大きく分けることができる。

①**経済的問題**は、母子家庭で育ち、日本人の父親から養育を放棄されているため、経済的貧困に苦しむ JFC が多いことにある。

②**精神的問題**は、子どもたちの中に自己肯定感や自尊心の欠如が見られることである。多くの JFC が生まれてから、あるいは人生の多くの時間を父親不在で育ってきたため、「父に捨てられた」「父に認められてない」という思いがアイデンティティの確立に否定的な影響を与えていると言えよう。

ある JFC は言う。「私は父と母のお陰でこの世に生を受けた。私は父を知らない。私は父を知らない限り、私の身体の半分は満たされず、ひとりの人間として完成されない。だから私は父を知りたい。」ここ数年、NPO 法人 JFC ネットワークには、JFC

の母親たちからだけでなく、1980年代から1990年代に生まれた10代から20代のJFC自身から「父親を知りたい」という相談が多く寄せられている。

③**法的問題**としては、日本人とフィリピン人を両親に持ちながらも、婚外子は日本国籍を取得できない（ただし、胎児認知された場合は日本国籍取得可）という問題があった。しかし、この問題については、2008年6月14日に、最高裁は、国籍法3条1項が認知に加えて両親の婚姻を要件としていることは憲法14条に違反するという判断を示した。この違憲判決を受けて、2008年12月12日に国籍法が改正され（施行は2009年1月1日）、**両親が婚姻をしてなくても父親から認知を受けているケースならば国籍取得が可能となった**。その後、多くのJFCが日本国籍を取得できるようになった。

(2) 残された法的問題

一方、現在も残るもうひとつの法的問題が、国籍留保届の遅れによる国籍喪失である。現在、最高裁判所に上告中の国籍確認訴訟の問題は、国籍法12条および戸籍法104条に関わるものである。外国で生まれ、外国籍を取得した日本人の婚内子は出生から3ヶ月以内にその出生を在外日本大使館または日本の市町村役場に届け出ないと、日本国籍を喪失する（国籍法12条、戸籍法104条）。

JFCネットワークの総受理ケース中、婚内子は495人であり、そのうちフィリピンで出生した婚内子は359人（72.5%）だった。そのうち、出生から3か月以内に日本大使館に届けられ、日本国籍を留保していた子どもは111人（30.9%）であり、238人（69.1%）は国籍を喪失していた。国籍喪失ケースのうち、国籍（再）取得できたケースは37件（15.5%）に過ぎない（2013年12月末日現在）。

JFCネットワークでは国籍喪失した婚内子の問題を訴えるべく、合計26名の子どもたちを原告とした国籍確認訴訟を2010年7月21日、東京地方裁判所に提起した。

2012年3月23日、東京地方裁判所において1審の判決が言い渡された。定塚誠裁判長は、日本に在住する原告2名のうち1名については国が日本国籍を認め、もう1名は判決で国籍が認められたものの、フィリピン在住の残る26名については日本国籍が認められなかった。東京地裁判決は、国籍法12条が合憲である理由として、外国で生まれた子の日本国籍は実効性を欠く可能性があるとか、重国籍の発生を防止する必要があるなどの点を挙げた。しかしながら、生まれた国を問わず日本

国籍を取得できる日本人の父親から認知を受けた婚外子との間に発生している差別についての特段の言及はなかった。

2013年1月22日、国籍確認訴訟の控訴審判決があった。奥田隆文裁判長は一審判決を支持し、原告らの請求を棄却した。しかも、憲法違反との原告らの主張を否定した理由について、控訴審判決は「一審判決が述べている通りである」とするのみで、自らは一言も憲法判断に触れなかった。現在、本件は最高裁判所に上告中であり、2014年度中に判断がなされる見込みである。

3. 2008 年の国籍法改正に伴うJFCの来日（藤本伸樹）

(1)改正国籍法施行

次に、国籍法改正に伴う JFC 親子の来日についてみていく。2008 年 12 月、国籍法が改正され、出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも法務大臣への届出によって日本の国籍を取得することができるようになった（改正法の施行は 2009 年 1 月 1 日）。

この改正は、婚姻関係にない日本人男性とフィリピン人女性との間に生まれ、出生後に認知された子どもたち 10 人が、国を相手取り、「両親の結婚を子どもの国籍取得の要件としている国籍法は憲法違反だ」として、日本国籍があることの確認を求めた裁判の判決を受けものだ。

最高裁判所は、2008 年 6 月 4 日、婚姻の有無により子の国籍取得の扱いに「差異」を設けている国籍法第 3 条の規定は「法の下での平等」を定めた憲法第 14 条に違反するとの判決を出し、原告の子どもたち全員に日本国籍を認めた。この判決の結果、違憲状態を解消するため、父母が婚姻していない子にも届出による日本国籍の取得を可能とするよう、法改正がなされた。同時に、この届出を悪用して虚偽の申請をした者には懲役や罰金刑などの罰則が設けられた。

改正国籍法第 3 条による国籍取得（回復）の要件は、国籍を取得しようとする人が、①父または母に認知されていること、②20 歳未満であること、③日本国民であったことがないこと、④出生したときに、認知をした父または母が日本国民であったこと、また⑤認知をした父または母が現に日本国民であること（死亡している場合には死亡した時に）となった。

一方、すでに 20 歳を超えているなど、要件に該当しない場合でも、一定の条件のもとで 2012 年 1 月 4 日までに法務大臣に届け出ることによって、国籍取得を可能とする経過措置が設けられた。届先は、本人が日本に住所を有する場合は住所地を管轄する法務局・地方法務局へ、外国に住所を有する場合は日本大使館または領事館とされた。

(2)JFC 親子の来日と就労

フィリピンでは長年にわたり、Batis Center for Women（バティスセンター）、

Development Action for Women Network（ドーン）などの複数の非政府組織（NGO）が、NPO 法人 JFC ネットワークをはじめとする日本の市民団体と協力し、JFC の子どもたちやその母親に対して、日本人の父親捜し、子どもの認知および養育費の支払い請求、就学や職業訓練などの支援等、エンパワメントのためのプログラムを提供している。NPO 法人 JFC ネットワークは、フィリピンで暮らす JFC たちが認知を得た後の国籍取得も支援してきた。

しかし、これら NGO や NPO は、JFC と母親が日本で就労するための仲介や職業斡旋を行っているわけではない。それは、団体の設立目的を父親から遺棄された JFC と母親たちの権利の回復・擁護に据えているからである。実際、彼（女）たちの日本での就労の中で生じるかもしれない搾取の問題に対処する余裕はない。とはいえ、これまでもフィリピンでの母子の相談窓口となってきた。法律的・精神的カウンセリングや、自立支援の活動を行うために JFC ネットワークがフィリピンで設立した NGO マリガヤハウスは、来日を望む母子に対して日本における人権に関わる様々なリスクについて啓発を行っている。

そうしたなか、何としても日本への移住（あるいは帰国）をしたいという JFC と母親たちの希望に応えるため、さらにはその希望を掘り起こしつつ「支援」を約束する仲介団体（業者）が、とりわけ国籍法改正後にフィリピンで次々と設立された。**仲介団体（業者）は、日本での受入れ企業・人材派遣会社などと連携をとりながら、フィリピン各地で対象者のリクルート活動を展開するようになった。**

そのような団体の多くは、「慈善活動」と称して、JFC や母親たちの相談に乗り、日本語教室や介護士養成講座の開講、日本への渡航手続き、就労先の斡旋などを行い、JFC 親子を日本に送り続けている。皮肉にも、JFC ネットワークの支援によって国籍を取得することができた、あるいは父親からの認知を得ることができた JFC たちを、巧みに呼び込む「受け皿」になっている仲介団体（業者）もあるようだ。

これまでの取材から、仲介団体（業者）の活動は、以下の3つのパターンに大別することができよう。

- ① 日本人の父から認知された JFC の**日本国籍取得をフィリピンで支援し、日本への渡航手配と就労を斡旋する。**

- ② 日本人の父から認知された JFC を「日本人の配偶者等」の在留資格で日本に送り、国籍取得の手続きを支援すると約束しつつ、日本で就労を斡旋する。
- ③ 日本人の父から認知された JFC を養育するフィリピン人母に対し、JFC とともに日本で居住し就労するとの「希望」を利用して、渡航手配と就労を斡旋する。

それらの仲介団体（業者）は、自力で資金を準備することのできない JFC 母子の、来日に至るまでの経費を立替え、あるいは貸付ける。しかし、その金額や返済方法について、来日するまで母子への明確な説明を行わないケースがしばしば存在するようだ。その結果、来日後に仲介団体（業者）、あるいは就労先の施設・企業とのあいだで「借金」の金額や返済方法をめぐる「トラブル」が起きている。理不尽な債務や搾取がまかり通ってはいないだろうか。権利としての来日が人権侵害をもたらしていないのか。その点が今回の調査を行う際の大きな問題意識であった。

実は、日本政府も以前からこれらの問題について懸念を表明している。たとえば、外務省は国籍法が改正される以前の平成 19 年（2007 年）8 月付のホームページの「人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置」³のなかで、「査証審査においては、人道的配慮を要する方が適法かつ安全に日本へ渡航できるように配慮しています。特に近年多くみられている、日本人の親とフィリピン人の親の間に誕生し日本人親の扶養を受けていない子供（新日系フィリピン人／JFC）及びそのフィリピン人母親等の日本定住を支援すると称して、母子を日本で働かせその収益等を搾取しようと企む悪質ブローカーや犯罪組織がありますので注意してください」と注意を促している。

さらに、平成 25 年（2013 年）7 月付の「フィリピン人親が日本人との間の実子を同伴して渡航する場合の必要書類」⁴では、「（注）あなたを日本で働かせその

³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/topics/jinshin.html> （外務省）
人身取引対策に伴う査証審査厳格化措置（平成 19 年 8 月、平成 21 年 2 月更新）
http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/topics/traffick.html （英語版）
Japan's Visa Policy in Accordance with Measures to Combat Trafficking in Persons
(August 2007, Updated in February 2009)

⁴ http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/tanki/plp_parents.html （外務省）
フィリピン人親が日本人との間の実子を同伴して渡航する場合の必要書類（平成 25 年 7 月）
http://www.mofa.go.jp/j_info/visit/visa/short/jfc.html （英語版）
Documents required for Filipino parents of Japanese-Filipino Children (JFC) who are traveling to Japan with the children （July, 2013）

収益を搾取しようと企んで身元保証を持ちかける悪質なブローカーや人身取引を行う犯罪組織がありますので、気を付けてください」「（注）就職先として、風俗営業店（ナイトクラブ、パブ、キャバレー等）を予定している場合については、あなたが人身取引被害等に遭うリスクが高いため、ビザの発給を差し控える場合もありますので、あらかじめ御了承ください」と警鐘を鳴らしている。もちろん、それらの注意書きは英語のサイトでも掲載されている。

日本政府は、当初の懸念がどの程度現実となっているのかについて明らかにしていない。さらに、とりわけ国籍法が改正されて以降、日本国籍と日本への移住（帰国）を求めて何人の JFC たちが来日してきているのか把握していないようである。これらを明らかにすることが、本調査の試みである。次章では、本調査に基づき、現実の断面を解いていこう。

4. 事例からみるJFCの来日と就労（高畑幸・原めぐみ）

(1) 19 人のプロフィール

事例については、末尾「資料編」の表 1-1～1-12（JFC 母の事例一覧）、表 2-1～2-10（JFC 本人の事例一覧）を参照されたい。本調査でインタビューを依頼できたのは、就労年齢にある JFC10 名（以下、「JFC 本人」と呼び、C1～10 と表示）と JFC の母親として在留するフィリピン人 9 名（以下、「JFC の母」と呼び、M1～9 と表示）であった。

本調査の対象者は 2 つのカテゴリーに分けられる。

①**就労年齢にある JFC 本人**。フィリピンですでに 16 歳に達し、日本国籍あるいは「日本人の配偶者等」の在留資格で単身あるいは母とともに来日した若年労働者である。

②**JFC の養育目的で子連れ来日した母**。未成年の JFC を日本で養育するという目的で「定住者」の在留資格が与えられた人びとである。

本調査対象者の中では、母親と就労年齢の子どもが親子で同時に来日したケースが 1 組（M-1 と C-1）あった。他の JFC 本人は単身あるいは兄弟姉妹での来日であり、JFC の母親は、調査時点ではまだ小中学校に在学中の子どもたちと同居中であった。本調査では、在学中の JFC の子どもたちはインタビュー対象とせず、JFC の母親のみにインタビューを行った。従って、後述する「JFC の教育に関する課題」は、母親の口から語られたものである。

では、インタビュー調査の結果から彼（女）らのプロフィールをみていこう。**就労年齢の JFC 本人は 1980 年代～90 年代生まれで、調査当時 18 歳～30 歳**であった。女性 6 名、男性 4 名。母親とともに来日した JFC は 10 名で 8 歳～18 歳と未成年であった。17 歳で母親とともに来日したケースが 1 件あったが、その他 18 歳以上の JFC は単身で来日する傾向にある。JFC のほとんどがこれまで日本で生活したことはなく、フィリピンで生まれ育ち、2008 年～2014 年に初来日している。子どもの国籍は、フィリピン国籍 4 名、日本国籍 1 名、日本とフィリピンの二重国籍 6 名であった。

9人の母親は全員、過去に在留資格「興行」を取得して1度～11度の来日経験がある。調査当時33歳～47歳。未婚者が3名、既婚者が2名、離婚が3名と死別が1名であり、それぞれ1～3人の子どもがいる。

19名の出身地は、ルソン北部1名、ルソン中部3名、ルソン南部3名、マニラ首都圏4名、ビサヤ地方4名、ミンダナオ地方4名とフィリピン全土にわたる。日本での現住地に関しては、関東9名、中部地方10名であった。

来日前のフィリピンでの暮らし向きは、大変貧しい3名（1日3回食べるのにも困る）、やや貧しい12名（1日3回は食べられるが生活に余裕がない）、中間層1名、無回答2名。多くが「やや貧しい」と答えている。来日前の家計の担い手は、多くが母親自身と答えており、他にきょうだい、親戚に援助してもらっていたり、2名は日本の父親からの送金で家計を維持していたと答えた。

学歴に関しては、JFCと母親ともに学歴が高いとは言えない。JFC10名中、フィリピンのハイスクール中退2名、ハイスクール卒業2名、大学中退3名、専門学校卒業1名、大学卒業1名、日本の中学校卒1名であった。母親では、小学校卒業が1名、ハイスクール中退1名、ハイスクール卒業2名、専門学校中退1名、大学中退4名であった。JFCと母親を合わせて7名が大学中退者であったが、フィリピンで大学に入学する学力があったとしても卒業するまで学費が払えないというのが主な理由であろう。

(2)子どもがフィリピンで育った理由

子どもたちがフィリピンで育った理由は主に以下の2つに類型化できる。いずれのパターンにおいても日本人父親からの連絡がほとんどなく、**シングルマザーの母親もしくは子ども自身が経済的に自立せざるを得ない状況**であったことが明らかである。

①両親の離婚によりフィリピンへ帰国し、生活基盤がフィリピンとなったもの。出生時は法律婚をしていた両親から生まれて日本国籍を取得したが、両親の離婚によりフィリピンに帰国することになったケースである。

例えばM-4は、日本人男性と結婚し、長男を出産。子どもが小さく子守りが必要のためフィリピンで生活して、夫がフィリピンを頻繁に訪れていたが、2人目の子どもを妊娠中に、夫が本人の同意なく日本の役所に離婚届を提出し離婚となった。

夫（子どもの父親）から連絡は途絶え、母親の収入のみで生計を立てていた。C-4 の両親も結婚していたが、C-4 がまだ幼い頃に父親から遺棄され、母親の収入に頼って暮らしてきた。また、C-10 のように、嫡出子ではあるものの、子どもだけがフィリピンの祖父母のもとに預けられ、その後、母親も行方不明になったケースもある。

②両親が未婚のままフィリピンで生まれた子どもで、その後も生活基盤がフィリピンにあったもの。多くの場合、日本にいる夫（子どもの父親）から送金を受け取って暮らしていたが、その後、夫の経済的困窮や死亡等により送金が途絶えたケースも多い。

例えば、M-2 は在留資格「興行」を取得し日本で働いていたが、その間に子の父親と出会い、妊娠。父親は結婚を拒否し、やむなくフィリピンに帰国して出産した。その後も数度来日していたが、2004 年より在留資格「興行」発給が厳格化されたことにより母は日本へ出稼ぎに行けなくなり、母子は困窮していた。子の父親からは養育費が送金されていたが、2009 年頃から途絶えていた。

(3) 来日の動機と経緯

JFC の来日動機は、以下の 3 つに大別される。

- ①日本人父との関係修復を望むもの
- ②日本国籍取得を目的とするもの
- ③フィリピンでは仕事がないため日本で働きたいという就労目的のもの。

一方で、母親たちの来日動機は、主に以下の 2 点であった。

- ①日本人父親の送金や親戚などに経済的に依存した生活から脱却するため、という経済的自立を目指すもの。
- ②子どもに日本の教育を受けさせたい、子どもの将来のためというもの。

JFC や母親らは自ら来日の意思決定を行っているが、既述のように、母子の学歴および社会経済的地位は高くなく、フィリピンで十分な収入を得る機会が少ない。経済的に自立するには日本へ行く以外の手段はなく、やむを得ず来日するというケー

が多い。

(4) 日本国籍取得

JFC 本人 10 名のうち、来日時に日本国籍を取得していたのは 4 名、「日本人の配偶者等」（日本人の子）の在留資格で入国したのは 5 名、残り 1 名は企業内転勤の在留資格⁷であった。インタビュー当時、出生時に国籍取得（法律婚の両親から出生）が 4 名、生後認知による国籍取得済みが 1 名、国籍再取得済みが 1 名、国籍再取得手続き中が 1 名、年齢制限により国籍取得不可が 3 名であった。2 名が来日後に日本国籍を取得し、1 名が現在手続き準備中である。母親へのインタビューでも、来日してから子どもの日本国籍取得手続きを行ったというケースが 6 件あった。

なお、JFC の養育目的で子連れ来日した母親の在留資格は、「短期滞在」が 3 名、「定住者」が 5 名（残り 1 名は不明）であった。

図1: 調査対象者の類型化

居住地	婚内子か	出生時の国籍		認知	来日時の年齢	来日前の国籍取得	来日時の在留資格	来日後	類型
フィリピン	婚内子	日本		非該当	20歳未満	→	日本国籍	→	①
					20歳以上	→		→	
		フィリピン	日本国籍喪失 (国籍法12条)		20歳未満	→	日本人の配偶者等	国籍再取得(国籍法17条)	④
					20歳以上	→		→	⑤
	婚外子	日本		有	20歳未満	→	日本国籍	→	①
					20歳以上	→		→	
		フィリピン			20歳未満	手続き済(国籍法3条)	日本人の配偶者等	国籍取得(国籍法3条)	②
					20歳未満	手続きできず			③
		20歳以上	→		→	⑥			

図 1 は、調査対象者である JFC 本人の国籍あるいは在留資格を類型化したものである。同じ JFC であっても、どの時点で日本国籍を取得したかが異なることに注意

⁷ 「企業内転勤」の在留資格で来日した C-10 はやや特殊なケースのため、説明を加えたい。彼はフィリピンで育った日比婚外子である。フィリピンで大学を卒業し、現地の日本企業でエンジニアとして雇われた。その後、企業内転勤扱いで来日し同社でエンジニアとして働いている。ただし、給与はフィリピンの水準よりやや良いかという程度である。来日後、彼から JFC ネットワークへ相談があり、日本国籍を取得したいとのことだったが、すでに 20 歳を過ぎていたため国籍取得には至らなかった。日本への渡航費用は雇用者負担のため、貸付金は発生していない。今回はエンジニアとしての来日だったが、彼は生後認知された婚外子として、国籍取得できなくとも、「日本人の子」として「日本人の配偶者等」の在留資格を得ることができる。

したい。フィリピン在住だった JFC が、仲介団体（業者）からの渡航費貸付を受けて来日し就労するまでの経緯は、上記の 6 つに類型化できる。

①出生時から日本国籍を持つ、フィリピン育ちの婚内子あるいは婚外子の青年。婚内子として生まれ、あるいは出生前の胎児認知により出生と同時に日本国籍を取得し来日した青年。いわば「フィリピンで育った日本人」であり、フィリピンとの二重国籍を取得していない場合は、結果的にフィリピンで超過滞在となっていたケースもある。仲介団体（業者）から渡航費貸付を受けて、来日・就労している。本調査では、C-5、C-8、C-9 がこのケースである。

②フィリピン育ちの婚外子で、生後認知により日本国籍を取得して(国籍法 3 条)、日本人として来日した青年。来日前にすでに在フィリピン日本大使館で国籍取得手続きを行い、仲介団体（業者）から渡航費貸付を受けて来日している。本調査では、C-1 がこのケースである。

③フィリピン育ちの婚外子で、生後認知による日本国籍取得見込みがあり、「日本人の配偶者等」(日本人の子)として在留資格を取得して来日後、日本国籍を取得した(国籍法 3 条)青年。「フィリピン人」として来日した後に「日本人」となったケースである。仲介団体（業者）から日本国籍取得手続き費用と渡航費の貸付を受けて来日する。

④フィリピン育ちで 20 歳未満の婚内子で、日本国籍を喪失したが「日本人の配偶者等」(日本人の子)として来日後、日本国籍を再取得した青年。日本人の子が外国で出生した場合、生後 3 か月以内に日本大使館で日本国籍留保届を出さなければ日本国籍を喪失する(国籍法 12 条)。そのため、フィリピン国籍になっていた青年が、いったん「日本人の配偶者等」の在留資格で来日し、日本での居住歴を作った上で日本国籍再取得手続きを取る(国籍法 17 条)。ただし、これは届け出時点で 20 歳未満の場合に有効である。本調査では、C-2、C-6、C-7 がこのケースである。また、C-4 は再取得の申請中である。

⑤フィリピン育ちの 20 歳以上の婚内子で、「日本人の配偶者等」の在留資格で来日後、日本国籍を再取得できなかった青年。日本国籍留保をせずにフィリピンで育つと、20 歳時点でフィリピン国籍を選択したとみなされる。現段階では日本国籍を取得できないが、「日本人の配偶者等」(日本人の子)の在留資格で定住し、将来的には永住も可能である。本調査では、C-3 がこのケースである。

⑥フィリピン育ちの 20 歳以上の婚外子で、「日本人の配偶者等」の在留資格で来日し滞在する青年。フィリピン国籍のまま 20 歳をすぎているため日本国籍取得はできないが、日本での長期滞在は可能である。本調査では、C-10 がこのケースとなる可能性がある。調査時点で彼はエンジニアとしてフィリピンで日本企業に雇用され、「企業内転勤」の在留資格で滞在・就労していたが、将来、労働契約期間終了後は「日本人の配偶者等」に変更して転職も可能である（15 ページ注 7 も参照）。

また、19 人ともに 2007 年から 2013 年の間に来日の準備を開始している。法改正前にすでに来日している者もいるが、かれはカテゴリー①のようにすでに日本国籍を取得していたり、カテゴリー④⑤のように在留資格を容易に取得できるケースであった。しかし、明らかに仲介団体（業者）が増え、JFC や母親らに向けて積極的にリクルート活動をし始めたのは 2008 年前後である。これは、仲介団体（業者）が、改正国籍法施行を視野に入れ、JFC の来日と就労の経路を新たに「開発・開拓」したことを裏付ける。

(5) 仲介団体（業者）と渡航費貸付・労働契約

日本国籍の取得手続きは煩雑であり、日本語の読み書きに不自由がある母子が自力ですべての書類を揃えることは難しい。したがって、子どもの日本国籍および母親の在留資格の取得の手続きには仲介団体（業者）が関わっていることもあるが、多額の手数料を取られている。C-8 と C-9 は仲介団体（業者）に日本国籍取得費用として 16 万～18 万円の費用を支払っている。

M-4 のように仲介団体（業者）が渡航前に「日本国籍取得のための法的支援をする」と約束していたものの、結局適切な支援をしてもらえなかったり、M-2 のように仲介団体（業者）が支援すると言って費用まで支払わせたのに業者が取得手続きを怠ったというケースなどもある。仲介団体（業者）が支援を怠った場合や、仲介団体（業者）を信頼できない場合などは、NPO や行政書士、教会の仲間の助けで日本国籍を取得している。また、国籍喪失した婚内子の C-2 は、16 歳で仲介団体（業者）に支援を求めて登録したが、業者は日本国籍取得のための支援には敢えて触れないまま来日と就労支援を約束した。さらには、重婚だった父母の離婚を成立させるために行方不明となっている母の署名を JFC 自身に偽造させて来日させており、悪質な仲介団体（業者）である。

なお、二重国籍でなく、日本国籍のみ保持していてフィリピンで育っている場合、現地では超過滞在者とみなされ、来日時にフィリピン政府入国管理局から罰金を科せられることがある。例えば、M-2 の子は、出生時から日本国籍だったがフィリピンに住んでいたため、フィリピンの入国管理局に 20 万ペソ＝46 万円を支払ったという。

JFC の 1 ケース (C-10) を除き、母子は、それぞれ「NGO」や「財団 (foundation)」と名乗る、フィリピンに事務所を抱える仲介団体(業者)に登録して来日している。仲介団体(業者)を知った経緯は、3 名が親族から、8 名が友人・知人から、5 名が新聞やラジオ広告・インターネットからであった。このフィリピンの仲介団体(業者)が日本の雇用主や派遣会社と提携しており、フィリピンでリクルートされた JFC 母子を日本へ紹介している。

フィリピンおよび日本の仲介団体(業者)は、ある程度特定される(図 2 参照)。利用者が多い仲介団体(業者)は、これまで多数の JFC を受け入れた実績があるところだと考えられるだろう。

図2:フィリピンの仲介業者、日本の派遣業者、就労先

中部空港ルート

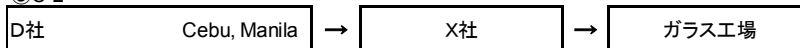
①C-1, M-1, M-2, M-3



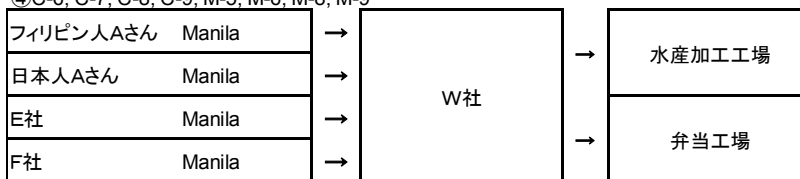
②M-4



③C-2

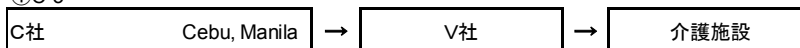


④C-6, C-7, C-8, C-9, M-5, M-6, M-8, M-9

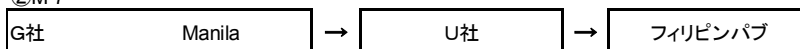


関西空港ルート

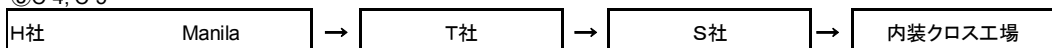
①C-3



②M-7



③C-4, C-5



それぞれのケースに共通するのは、仲介団体(業者)が渡航費を貸し付けていることと、労働契約の不透明さである。

その貸付金の総額は業者によって異なる。ひとりあたり、10万～19万円が5名、20万～29万円が3名、30万～39万円が2名、40万～49万円が3名、50万以上が1名(150万円)、不明3名、なし1名であった。渡航費と手続きなどのほぼ実費のみで貸し付けている業者もあれば、不当に多額の借金を負わせている業者もある。

また、インタビューでJFC母子に借金の総額を尋ねても、正確な額がわからないことが多かった。これは仲介団体(業者)が返済額を書面で明らかにしていないことを示している。来日して初めて借金の総額を知ったケースもある。書面がある場合でも、貸付金の詳細は記載されていない。渡航費、弁護士費用、書類作成費などを不当に請求している可能性が大いにある。

これらの貸付金は、来日後に働いて受け取る月々の給料から天引きされている。

例えばC-2は44万5千円の借金があり、月々5万～10万を8ヶ月かけて返済した。中でも総額が一番多かったM-2は、毎月4万円ずつ3年かけて返済する契約になっている。しかし、返済額のうち、フィリピンと日本の仲介団体（業者）それぞれの取り分は当事者にはわからない。

貸付金返済中の逃亡を防ぐため、仲介団体（業者）が使っている方法は以下の2つである。

①フィリピンで保証人(家族・親族等)を立て、逃亡の場合は保証人が罰金を払う。母子19人中、8人が逃亡に備えて保証人を立てさせられていた。M-5とM-6は、逃亡した場合には保証人が20万ペソ＝46万円の罰金を払うという誓約書に署名させられている。

②返済中は人材派遣会社がパスポートを預かる。母子19人中、10人が人材派遣会社にパスポートを提出させられていた。しかし10名全員が預かり証等へ署名しておらず、うち4名はなぜパスポートを提出しなければならないのか説明を受けていない。

契約書に関しては、来日前に契約書を見ておらず、来日後も署名していないケースが3件あった。契約書に署名したものでも、5人が「内容を十分に理解したか自信がない」と答えている。契約先は、日本の人材派遣会社が6件、フィリピンの仲介団体（業者）が7件、フィリピンの雇用者が1件、フィリピンの仲介団体（業者）と日本の人材派遣会社の両者が1件であった。契約期間は2～3年。書面上の契約内容とは別に、口約束で「手取り20万」「3年契約」などと聞かされている。

一番貸付金が高額だったM-2は、来日前に3年契約であることを口頭で説明を受けていたが、貸付金の総額が150万円だということは来日してから知った。来日後に契約書に署名を求められたので、拒否することも、誰かに相談することもできなかったという。

全ての事例において、契約終了後（貸付金返済後）は転職して良いということになっている。なかには、他へ行くネットワークがないなどの理由で返済後も同じ職場に留まるケースもある。

(6) 日本での労働、住居

日本の派遣会社に紹介される仕事は、清掃(居酒屋、ビジネスホテル)、介護施設、ガラス工場、内装クロス工場、水産加工工場、弁当工場、フィリピンパブであった。雇用形態は、多くが派遣社員もしくはパートタイムである。

時給は職種にもよるが、最低賃金とほぼ同額で、720 円～850 円。夜勤や残業になると 950 円～1,000 円になる。C-1、M-1、M-2、M-3 が働いている Z 社では、給与明細が日給での支払いになっていた。しかし 8 時間労働でも 2 千円～5 千円と最低賃金を明らかに下回るものであった。この金額から貸付金が月々天引きされる。家賃や光熱費を自分で支払っている場合もあれば、給料から自動的に引き落とされていることもある。したがって手取りは平均して 1～3 万円となる。

また休暇に関しては、9 名が週 2 回、10 名が週 1 度程度の休日しかないと答えている。1 名を除き全員、有給休暇はない。社会保険料 (5 千円～3 万円) を払っているのが 10 名、年金についてはほとんどが払っていなかった。

JFC 親子は、複数人 (2～14 人) でまとまって来日しており、来日後は集団でアパートや寮に居住することになる。集団来日と外れて来日した場合も、当初は会社が用意した寮などで暮らしている。部屋が分かれていることもあるが、同じ部屋に複数人で暮らしていることもある。シフト制を組んでおり、母親が夜勤の時などは交代で子どもの面倒を見ている。家賃は 1 万 8 千円～7 万 5 千円 (平均で 3～4 万円)。給料から天引きされているので正確にいくらなのか把握していない者もいた。

なお、貸付金返済後は、会社の寮を離れ、家賃が安価な公営住宅で暮らすケースが多いようである。

(7) 子どもの教育

上記のように、母親たちの来日の大きな目的の一つは子どもに日本の教育を受けさせることであった。母親たちの子どもへの進路希望としては、4 名が「日本で大学を卒業させたい」、2 名は「日本で高校を卒業させたい (その後就労)」、1 名は「フィリピンの大学に行かせたい」、1 名は「アメリカなどフィリピン・日本以外の国で大学進学させたい」である。インタビュー当時、日本の学校に通学中の子どもは 6 名で、それぞれ小学校 2 年生～中学校 3 年生であった。

しかし、それぞれのケースで**子どもの教育に困難**を抱えていることが明らかになる。M-4 の長男は、中学校 3 年生で来日し、中学校を卒業しているが、高校入試に

合格しなかったため中卒で働いている。長女は小学校6年生で来日し、現在中学校3年生であるが、夜間高校に入学して、アルバイトをしながら家計を支えているという。長男も長女もフィリピンでは成績優秀であったが、来日後は言葉の壁があるため成績が落ち、学習意欲が半減してしまった。また、シングルマザーの母親のもとで暮らすため、自分が全日制の高校に行き母親に負担をかけるよりは早く働きたい、との思いもあるという。

来日当時、17歳だったC-1は、仲介団体（業者）から「来日したら日本語学校に通える」と説明されていた。しかし、日本語学校に入学だけはしたものの、勤務時間が長く、勉強どころではなく、結局ほとんど通学できなかったという。そのほかにも、来日前は「子どもは日本で学校に行かせる」と約束されたものの、来日後は義務教育年齢を過ぎている等の理由で通学できず、工場労働を始めたケースが少なくない。

また、子どもが日本の学校に馴染むためのサポートが得られず、子どもが不登校になり、フィリピンへ帰って通学するケースもある。結果として、「日本語ができない日本人」が増えている。

(8)人権侵害・身の危険を感じたこと

インタビューのなかで「身の危険を感じた」場面として語られたのは、①職業選択の無さ・劣悪な労働条件、②逃亡後の脅迫・押しかけ等、③パスポート預かり、の3点であった。

①職業選択の無さ・劣悪な労働条件。以下に、回答を列举する。

・M-7：来日当初からフィリピンパブで働かされた。14人で12畳の部屋で暮らしていたりと、居住環境が劣悪だった。

・M-4：Y社のスタッフはいつも（私たちを）管理している感じがして、いつもストレスだった。

・C-3：ストレス、しんどい、子どもがいるのでうるさい。私だけ夜勤なので眠れない。生理が遅れたりする。

・C-3：フィリピンのC業者は、来日してから何も連絡してこなかったのに、介護施設を辞めることになったときに電話してきて、辞めないように説得してきた。「なんで今だけ電話してくるの」と怒った。今まで、日本国籍取得のときなど助けても

らいたい時が何度もあったのに、それまで何も（連絡が）なかった。

・C-1：掃除で働いている時は給料が本当に低かったので、いつも「なぜ日本に来たのだろう」と思っていた。携帯の借金ができてからは、会長が私をパブで働かせるようになり、それがすごく嫌だった。パブで働いても給料が良くならなかったの
で仕事はもっと辛くなった。もともと恥ずかしがりやなので、男の人の隣に座って
話をするのは苦手だった。

②逃亡後の脅迫・押しかけ等

・M-2：借金返済中に逃亡した場合に、仲介団体（業者）が追いかけてくる。これ
まで逃亡した人のところに追いかけていっているのを見ているので、彼らの知らない
ところに引っ越さないと、いつまでも追ってくる気がする。

・M-1（C-1の母親）：JFCの娘がパブで無理やり働かされた。娘が携帯電話を使い
すぎてできてしまった借金の連帯保証人に（私が）なれと強制された。逃亡後に何
度も脅迫の電話があり、また3度も転居先の家に押しかけられ、無理やり中部地方
に帰されそうになった。会長が、借金の取り立てと中部地方に帰って来いというこ
とで、何度も家に来た。その時、何度も家の前で怒鳴られ、腕を捕まれて強制的に
連れていかれそうになり、それがトラウマになってしまった。

③パスポート預かり

・M-3：15歳の娘JFCが先に来日していた。その後、母が来日したが、母親が来日
するまでJFCの日本パスポートは派遣会社に没収されていた。母親がそれを派遣会
社に言うのと返してもらえた。現在は母親が子のパスポートを管理しているが、もし
母親が訴えていなかったらそのまま会社が管理していたことだろう。

(9) 日本政府への要望

当事者から日本政府へ出された要望は、①子どもの日本国籍と母親の在留資格、
②日本での教育コストの低減、③家族離散の問題、の3点であった。

①子どもの日本国籍と母親の在留資格

まだ国籍を取得できていない子どもに日本国籍を早く取らせたい、子どもが20
歳を過ぎても母親に在留資格を与えてほしい、というものである。JFC親子で来日

の場合、母親は未成年の日本人を養育する親として在留資格「定住者」を得る。子どもが成人した後は、在留資格「定住者」の更新が認められないことになる。例えば、M-1 の子どもは調査当時 19 歳で、母親の在留資格「定住者」の更新は子どもが 10 代までだと入国管理局に言われている。子どもが 20 歳になっても二人一緒に日本にいたいと希望している。

②教育コストの軽減

学齢期の途中で来日した JFC にとって、子どもの高校進学が一つの壁になっている。学力不足や経済的理由から、中学校卒業後に働かざるを得ない JFC が増えている。また、15 歳以上で来日した場合、JFC がフィリピンのハイスクールを卒業してきていることもあり、その場合、日本で大学進学を目指す、現在の制度上では大変困難である。フィリピンは 6・4 制⁸で大学入学前の教育年数が 10 年であるのに対し、日本は 6・3・3 制で 12 年であり、フィリピンのハイスクール卒では日本の大学入学資格を満たさないからである。

③家族の離散の問題

JFC 親子の来日は、フィリピンの家族（両親、前夫との子、再婚したフィリピン人夫等）と離別する結果ともなる。フィリピンに残してきた子ども（JFC の異父兄弟姉妹）の呼び寄せが可能となるよう求めている。例えば、M-8 は、フィリピンから 23 歳の長男（フィリピン国籍）を呼び寄せたい。2 番目の娘（フィリピン国籍）は 19 歳の時に「短期滞在」の在留資格で来日し、その後、在留資格「定住者」を得た。しかし、2014 年 8 月で 20 歳になるので、来日しづらくなる。

また、M-3 の日本人夫は闘病中で、長年にわたり M-3 と息子と呼び寄せることができなかった。そのため、仲介団体（業者）に登録することになったが、仲介団体（業者）の用意したアパートではなく一緒に住みたいと思っている。子どもと 3 人離れたくない、夫と一緒にのお墓に入れて欲しいと願っている。また、M-9 は、子ども（日本国籍）の父親が消息不明になっているので、日本で父親の行方を捜して息子と会ってほしいと考えている。子どももそう願っているし、やはり男の子には男親からのアドバイスが必要だと考えている。

⁸ ただし、2012 年度からフィリピンでも 6・3・3 制が導入された。

5. まとめ （稲葉奈々子）

ここまで検討してきた事例からも明らかなように、かつてのラテンアメリカの日系人が、日本での活動に制限のない在留資格で渡日できることを利用して、実際には労働力不足の業種において非正規雇用（派遣労働）で就労したのと同じ状況が、JFCについても起きている。ラテンアメリカの日系人の場合には、好景気の時代であったがゆえに、賃金は必ずしも低くはなかった。しかし、JFCの場合、不況の時代ゆえに低賃金労働に従事させられており、搾取の度合いがきわめて大きい。以下では、問題点をまとめていきたい。

（1）契約の違法性

JFC とその母たちの渡日に介在する仲介団体（業者）は、支援を掲げて「NPO（特定非営利法人）」や「Foundation（財団）」を自称しているが、実際には渡航や就労手続きを代行して、その貸付金を日本での就労によって返金させる仕組みをとっている点で、人材派遣や斡旋業と何らかわるところがない。

フィリピンから海外に就労のために渡航するさいには、フィリピン海外雇用庁（POEA）や海外労働者福祉庁（OWWA）などのフィリピンの政府機関を通さなければ正規の海外就労とは認められない。ところが、JFC とその母たちは、フィリピンにいるときに、「リクルート」契約をしているにもかかわらず、口約束であったりして書面の雇用契約書すら示されていない場合がほとんどである。日本に到着してしまってから、内容を知らされないままに契約書にサインさせられていることもある。その上、来日前に知らされた情報が、日本についてみると嘘であったことが判明しても、渡航してしまっているため、渡航や就労手続きの「借金」を返すことを迫られる。

なお、本調査対象者ではないが、「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ、あるいは日本国籍の男性 JFC を、フィリピン人女性と偽装結婚させて、フィリピン人女性の渡航のために利用しているケースもあった。また日本人男性に偽装認知をさせて、JFC ではないフィリピン人を渡航させるケースもある。JFC であることを利用した犯罪に巻き込まれるケースが少なからず存在することが予測される。

(2)労働条件の悪さ

このようにして渡航した JFC たちは、低賃金、長時間労働、借金を返すまでは債務奴隷状態で働かされているが、派遣会社はクレームや相談を一切受け付けていない。そもそも、JFC 本人はフィリピンでも就労経験がない場合が多く、みずからの労働条件が労働基準法・最低賃金法などの日本の労働関係法規に違反しているということすら知らず、クレームや相談に結びつかない例も多いと考えられる。

(3)子どもの教育

子連れで渡航する場合、日本の学校制度を知らないために、子どもは学校制度に統合されないままになってしまう危険性がある。フィリピンの学校を卒業あるいは中退・休学して渡航するが、十分な日本語教育の機会も与えられないまま、学業に挫折してしまい、低学歴のままになってしまう子どもが、今後多く日本に在留し続けることが予想される。

(4)子どもの国籍

仲介団体（業者）が、渡日前には「日本国籍取得申請を手伝う」と口約束し、JFC や母親らをリクルートしておきながら、実際には約束を果たさない、もしくは多額の取得手続き費用を没収するなどのビジネスをしていることは明らかである。来日後、仲介団体（業者）が日本国籍申請や父親との交渉をしない場合は本人がやらなくてはならないが、手続きが煩雑であったり、行政書士への支払いが高額などの理由で結果として、支援がないままに日本国籍を取れずに 20 歳を過ぎてしまった事例もある。

6. 結語——政策提言（吉田容子）

(1) 当事者の要望

以上より、当事者の要望は以下の3点にまとめられるだろう。

①子ども（JFC）について

母は子どもに対して「日本国籍を取得する」「子どもが希望する場合には父親と会えるようにする」「子どもに十分な教育を受けさせる」ことを希望している。

②母親自身について

子どもが20歳を超えても、母親が日本で「定住者」の在留資格を更新できることを希望している。

③フィリピンに残してきた家族について

子ども（JFC）とその母が来日しても、フィリピンの家族（両親、前夫との子、再婚したフィリピン人夫など）と離別することなく生活できるようにしてほしい。家族も呼び寄せて日本で暮らしたいと希望している。

(2) 契約の違法性、労働条件の悪さなど

これらも重要な問題点だが、当事者の口からは要望として語られなかった。その理由として、彼（女）らが来日に至る背景事情を考慮する必要がある。すなわち、母親は9人全員が以前にも来日した経験があり、その際の在留資格は「興行」であった。今回の来日前の生活レベルは、9人中2人が「たいへん貧しい」、7人が「やや貧しい」であった。渡航費用を「自分で用意した」のは1人だけで、残り8人は仲介団体（業者）からの「借金」である。またJFC本人の回答を見ても、来日前の生活レベルには、10人中1人が「たいへん貧しい」、5人が「やや貧しい」、2人が「ミドルクラス」であった。母親の回答に比べて、子どもは暮らし向きの厳しさの認識がやや甘いのは、親が懸命に生活をたてていたためという可能性があるだろう。このような事情からすれば、当事者は「来日・就労できれば御の字」と考えるのも無理はなく、仲介団体（業者）からの「借金」や労働条件の悪さも、当事者にとっては、第一に取り上げるべき問題点とは考えられていない可能性がある。

(3)提言

①日本政府に対する提言

- ・フィリピンからの JFC の来日人数(日本で婚内子として生まれ育った子をのぞく)、その母子の生活・就労等の実態把握を早急に行うこと⁹。
- ・JFC の受け入れに関する基本方針を明確にすること。彼（女）らの人権を守る法制度を作り、かつその人権擁護に責任を持つ部局を作ること。
- ・JFC を支援する施策とその実効性についてモニタリングを実施すること。
- ・来日した JFC やその家族への支援策を強化すること。具体的には、
 - ・生活や就職に必要な日本語を十分に習得できる機会を無償で提供すること。就学前及び就学中の子どもへの日本語教育を学校と協力して行うこと。
 - ・日本の文化習慣だけでなく、社会制度（教育制度、社会保障制度など）や法的制度を学ぶ機会を無償で提供すること。
 - ・子どもが公教育を受ける権利を保障し、そのニーズに応じたサポートを実施すること。例えば、奨学金を別枠で支給する（高校授業料は無償としても、制服その他諸経費、塾代などが高額）など。
 - ・多言語による情報提供と相談を実施すること（国籍取得、在留資格、子どもの教育、奨学金、社会保障制度、医療制度、住宅、仕事、災害、犯罪防止、結婚、離婚など）。
- ・出入国・在留管理に関して配慮をすること。具体的には、
 - ・子が満 20 歳を越えたことを理由として子の在留資格更新を拒否しないこと。母の在留資格更新を拒否しないこと。
 - ・出身国に残る家族の日本への入国在留を認めること。
- ・学校や地域社会において、日本人に対し、広い視野をもって異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進すること。

⁹ 内閣府に共生社会政策担当があり、「日系定住外国人施策」が策定されているが、これらは日系ブラジル人をはじめとするラテンアメリカからの人を対象にしている。フィリピンからの旧日系を含む日系人に対する系統的な施策を策定する必要がある、そのためにまず実態を早急に把握することが必要である。

- ・ JFC またはその母の出身国政府と協力して、関係する日本の法制度や社会制度、生じている問題、相談先などについて、正確な情報を十分に提供すること。
- ・ 外国人支援施策、子ども支援政策、女性支援政策の連携をはかること。
- ・ 在外日本大使館は、日本国外に暮らす JFC を含む日本国籍保持者からの相談に適切に対応し、本人からの求めに応じてその身分確認を無償で行うこと。
- ・ 在外日本大使館は、大使館内で配布している斡旋業者リストについて定期的に見直し、人身取引や不法な行為をしている恐れのある業者はリストから外すこと。
- ・ 在フィリピン日本大使館と CFO (Commission on Filipino Overseas) は協力して、多額の借金など搾取の被害者となるおそれがある事案をチェックすること。

②フィリピン政府に対する提言

- ・ 政府関係機関、特に在外フィリピン人委員会 (Commission on Filipino Overseas = CFO) 等は、在日本フィリピン大使館および在フィリピン日本大使館と協力して、多額の借金など搾取の被害者となるおそれがある事案をチェックすること。
- ・ JFC 母子の来日の前に関係する日本の法制度や社会制度、生じている問題、相談先などについての情報を当事者へ十分に提供すること。

7. あとがき——調査結果報告会をふまえて（高畑幸）

2014 年 4 月 19 日、川崎市立中原市民館において本調査の報告会「改正国籍法施行後の JFC の来日と就労の課題」を開催した。限られた範囲の開催案内だったにも関わらず当日は約 40 名の来場があり、この問題に対する意識の高さがうかがえた。以下に、報告会での議論を簡単にまとめておく。

(1) 報告会の来場者から出された質問・意見

Q 1：仲介団体（業者）は、父親から認知を得ることもしているのか？

A 1：仲介団体（業者）によっては、認知手続きまで扱うところもある。日本で弁護士や行政書士とのつながりがあり、父親を簡単に探せる場合には、それらと連携して、父親を探すところまでやっているところがある。また、日本国籍をすでに持っていることを前提に仲介する場合もある。中には、生後認知から日本国籍取得を求めるクライアント自身が、バティスセンターや DAWN（在比の移住女性支援 NGO）に依頼して認知までをやってもらい、その後、仲介団体（業者）と知り合い、日本に行って仕事をするという、「支援団体の乗り換え」をしてしまう場合もある。

国籍取得・認知請求の相談は激増している。しかし、父親との交渉は時間がかかるし、父親が簡単に認知をしてくれるわけではない。マリガヤハウスは認知手続きまで行い、その後の国籍取得についてはオリエンテーションを開催し、来日後の問題なども説明している。しかし、現状は、認知があれば「日本人の配偶者等」の在留資格で来日・就労できる。そのため、仲介団体（業者）に誘われ、国籍取得前に来日してしまい、その後、仲介（団体）業者が国籍取得の手続きをやってくれないということがある。仲介団体（業者）にとっては、「認知だけされていて、国籍をまだ取得していない」という JFC が一番のターゲットになっているのではないか。

Q 2：日本での就労中、彼（女）らは監視されているのか？

A 2：アパートから職場までは、人材派遣会社がマイクロバスで送迎している。迎えに来る時に、派遣会社の職員がアパートの部屋まで上がってきて、室内を見回し、知らない人が住んでいないか厳しくチェックしている場面に遭遇した。

Q 3 : 子どもが不登校になる例について具体的に教えて欲しい。

A 3 : 不登校のケースはインタビューのなかではなかったが、中学校卒業後、経済的な理由で高校に行かないというケースはあった。来日後は JFC 親子が集団で生活していて、みんな同じ学校に行き、フィリピンにルーツを持つ子が 5 人、10 人と同じ学校に通い始めるようになったという例がある。同じ背景を持つ子どもたちが身近にすることで、不登校の予防になっているのではないか。また、母親のインタビューのなかで、小学校のクラブでバスケットボールをやっていて、友達が多くなじんでいるという例が語られた。

また、別の母親は、子どもが日本の学校に居場所がなくてなじめないという悩みを語っていた。いじめにあった例もあった。しかし子どもは賢い子で、いじめを自分で克服した。もう一人の母が語る例では、子どもが日本語で苦労していたが、他の外国人の子どもが多いところだったので、そうした子どもたちと接することで、いじめを乗り越えることができていた。フィリピンで学校をやめて来日し、日本でまた学校に入りたいと思っているが、両国の教育システムの違いで続けられない子もいた。それで日本で勉強することをあきらめて仕事をしている子もいる。

日本語の問題で仕事に適応できない子どももいる。言葉ができる JFC が同じ職場にいれば、助けあって仕事を継続しているというケースもあった。

Q 4 : JFC の子どもたちの大学進学は具体的なオプションとして入ってくるのか。英語だけで教育する大学もあるので、そこならば入りやすいのではないか。

A 4 : 大学入学前の教育年数の違いで、従来の制度では、フィリピンでハイスクールを卒業（10 年）しても、日本の大学入学には 12 年の教育年数が必要なので、すぐには日本の大学に入れない。その前に、高校入試の言語の壁などで高校進学できないケースが多いので、大学は今のところ難しいと思う。フィリピンは英語教育が進んでいるので、全部英語で授業している学校を終えてきた子もいる。そのような、来日前に教育環境が良かった子どもは、来日後、英語で講義をする大学に入るとい進路が見えると思う。

Q 5 : 通常、結婚等により海外移住する場合は、在外フィリピン人委員会（CF0）で渡航前オリエンテーションを受けないと出国できないが、JFC についてはそのオ

リエンテーションを受けずにフィリピンを出国できるのか。

A 5：フィリピン国籍の母親と、日本国籍取得前に渡航する JFC は CF0 でオリエンテーションを受けるが、日本国籍取得済の子どもはその義務がない。

Q 6：JFC についていえば、法外な金利をとって貸し付けるという話がでてきたが、日本が法的に取り締まることはできないのではないか。日本人を搾取する日本の会社を、日本が法的に取り締まることができないのはおかしい。

A 6：渡航費の貸し付けであり、手数料なので、不当として訴えるのは難しい。

意見 1：

社会福祉法人の職員。職員数 170 人の介護施設で、うち 12 名がフィリピン人(JFC)である。5 年半前から雇用しているが、うち 8 名が失踪(貸付金完済前に逃亡)した。子どもと一緒に窓から逃げたりした例がある。フィリピン人に対するアンケート結果が報告内容だったが、雇用している企業の話も聞いてはどうか。言い分にはギャップがある。善良なる受け入れをしている受け入れ側の企業の言い分も聞いて、そのギャップがどこにあるのかを明らかにしてほしい。

意見 2：

大阪では、フィリピン出身者に限らず、中学で日本語指導が必要な子どもの 90% は高校進学している。ほとんど全日制にいつている。受け入れた学校がその子どもの面倒をみていくことが当然ということを、周りから言うことが重要だ。子どもや親にそこまでの権利意識があるわけではない。

今年の 4 月から、日本語指導が「教科」になった。日本語指導が必要ならば、教員が配置される。その子どもの国籍や日本語力が明らかになれば、高校受験の資格があるかどうか明らかになる。これまでは公式ではなくて要請して日本語指導をしてきたが、今回は法的な形でそういうものがでてきたので、ひとつのきっかけになるのではないかと。そういう声が各地からあがれば、文科省も何かしなくてはということになるのではないかと。子どもの教育の問題は親の就労状況の問題だったりするので、それも考えていかななくてはならないだろう。

(参考)「学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成 26 年文部科学省令第 2 号)」及び「学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程に

ついて定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）」、平成 26 年 1 月 14 日公布、平成 26 年 4 月 1 日施行。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

意見 3 :

今回の提言に入れて欲しいのは、日本国民の権利の問題。この子たちが日本国籍を持った日本人なのだとすることを強調してほしい。

(2) 今後の課題

ここでいう JFC の問題とは、①来日と就労を斡旋する仲介業者をめぐる問題（日本国籍取得、貸付金返済、貸付金返済中の労働実態等）と、②JFC 親子の日本社会における（再）統合（日本語学習、学歴達成、職業訓練、地域社会での受け込み）という 2 つの側面がある。そのことが、報告会での議論を通じてより明確になったと思う。

また、①は来日前から来日後平均 2 年間（貸付金返済中）、②は来日後から発生するが、貸付金返済後に当初の仲介業者を離れて公営住宅等で自立した生活を始めるときにより重要となる。もちろん、子どもの教育や親子の職業達成、生活状況の改善といった課題は、その後、日本で暮らしている限り続く課題である。こうしたタイムスパンを念頭に、本報告書 6 章にある「提言」を検討しながら、各時点で必要とされる支援を具体化していくことを今後の課題としたい。

謝辞

この調査は 2013 年度パルシステム東京市民活動助成金によるものである。記して感謝したい。また、JFC とその母親である皆さんの協力がなければこの調査は実現しなかった。彼ら彼女らに感謝するとともに、この調査を今後、JFC とその家族の権利のための政策提言に反映させるべく活動を続けていきたい。

以上

資料編

表1-1: JFCの母、フェイスシート *「大変貧しい」は「一日三回食べるのにも困る」程度、「やや貧しい」は「一日三回食べられるが生活に余裕がない」程度と定義した。

ID	生年	出生地	現住地	JFCの親としての来日年	婚姻状態	子どもの数	第一子	第二子	第三子	現在の同居者	最終学歴	来日前の暮らし向き	以前にも来日経験があるか	職種と回数
M-1	1968	ビサヤ地方	関東地方	2012	未婚	1	比一日			娘、友人、友人の息子	ハイスクール中退	大変貧しい	ある	興行労働、8回
M-2	1977	ビサヤ地方	中部地方	2012	未婚	1	比			子ども	ハイスクール卒	やや貧しい	ある	興行労働、5回
M-3	1975	ルソン島北部	中部地方	2012	既婚(法律婚)	1	日			息子と2人	小学校卒	大変貧しい	ある	興行労働、1回
M-4	1967	ミンダナオ島	中部地方	2009	離婚	2	比一日	比一日(申請中)		娘と2人	大学中退	やや貧しい	ある	興行労働、数回
M-5	1973	ビサヤ地方	中部地方	2012	未婚	1	比			息子	専門学校中退	やや貧しい	ある	興行労働、1回
M-6	1974	ルソン島中部	中部地方	2012	離婚	2	比	比		娘	大学中退	やや貧しい	ある	興行労働、1回
M-7	1980	ミンダナオ島	関東地方	2008	既婚(法律婚)	1	比			夫と息子	大学中退	やや貧しい	ある	興行労働、1回
M-8	1972	マニラ首都圏	中部地方	2009	死別	3	比	比	比一日	子ども2人	ハイスクール卒	やや貧しい	ある	興行労働2回
M-9	1973	ビサヤ地方	関東地方	2009	離婚	2	比	比一日		息子	大学中退	やや貧しい	ある	興行労働、11回

表1-2: JFCの母、同居する子

ID	同居する子の数	日本で通学か	(通学の場合)学年	子どもの進路への希望
M-1	1	すでに卒業		フィリピンの大学に行かせたい
M-2	1	はい	小2	日本で大学を卒業後、働かせる
M-3	1	いいえ(日本語勉強中)		日本で大学を卒業後、働かせる
M-4	1	はい	中3	日本で高校を卒業後、働かせる
M-5	1	はい	小6	アメリカ等、フィリピン以外の国で大学進学
M-6	1	はい	中1	日本で大学を卒業後、働かせる
M-7	1	はい	小5	日本で大学を卒業後、働かせる
M-8	2	すでに卒業		わからない
M-9	1	はい	小6	日本で高校を卒業後、働かせる

表1-3: JFCの母、子どもの日本国籍取得

ID	子どもの日本国籍を約束した人はいったか	実際にそこで支援をしてもらったか	支援開始時期	費用かかったか	かかった費用	メモ
M-1	はい	はい	NA	いいえ	わからない	マリガヤハウスのクライアント
M-2	はい	いいえ	2011	はい	4万円、ただし支援してもらえず	
M-3	いいえ					JFCネットワークのクライアント
M-4	いいえ	はい	2010	いいえ	NA	
M-5	はい	はい	2008	いいえ	NA	マリガヤハウスのクライアント
M-6	NA					出生時より日本国籍
M-7	はい	はい	2010	はい	5万円	行政書士に依頼
M-8	いいえ	いいえ	2010	いいえ	NA	教会仲間が支援
M-9	NA					出生時より日本国籍

表1-4:JFCの母、来日まで

ID	来日の意思決定者	準備開始時期	渡航費用は自分が用意したか	渡航費を貸した仲介業者	仲介業者を知った経緯	クライアント登録時期	NSO書類取得者	ビザ取得に大使館へ行った人	来日時の国籍またはビザの種類
M-1	母子	2012	いいえ	A社	友人から	2012	A社	A社	NA
M-2	自分	2010	いいえ	A社	友人から	2010	自分	自分で	観光
M-3	母子	2011	はい	B社	友人から	2011	自分	B社	観光
M-4	自分	2009	いいえ	C社			C社	C社	定住
M-5	自分	2009	いいえ	F社	新聞広告	2009	自分	F社	定住
M-6	自分	2012	いいえ	F社	妹から	2012	自分	F社社	定住
M-7	自分	2007	いいえ	G社	ラジオ広告	2007	G社	G社	観光
M-8	自分	2008	いいえ	W社	友人から	2008	自分	W社	定住
M-9	自分	2008	いいえ	W社	知り合いから	2008	自分	自分	定住

表1-5:JFCの母、労働契約

ID	来日前に労働契約書を見たか	労働契約書に署名したか	署名した場合						逃亡に備えて保証人たてたか	保証人の場合 逃亡の場合の罰金等は	労働契約無の場合	
			いつ署名したか	誰との契約か	契約書を読んだか 理解してから署名したか	契約内容	契約期間	契約期間終了後はどうなるか			来日前に約束あったか	約束の内容
M-1	いいえ	していない			いいえ						なかった	
M-2	わからない	署名した	来日後	フィリピンの仲介業者	内容理解に自信がない	3年契約は口約束			はい		あった	3年間。貸付金150万円(来日してから知った)
M-3	いいえ	していない									あった	息子は、3年契約と言われていた。母は「フリー」契約
M-4	はい	署名した		日本の人材派遣会社	はい	介護の仕事						
M-5	はい	署名した	2011	フィリピンの仲介業者	はい		3年間	日本で暮らし働く	はい	保証人は20万ペソの罰金を払う		
M-6	はい	署名した	2012	フィリピンの仲介業者	はい		2012年4月から3年間	もっと給与が高いいところへ移る	はい	保証人(家族)は20万ペソの罰金を払う		
M-7	はい	署名した	2008	フィリピンの仲介業者	はい	覚えていない	よく覚えていないが、3年間	他の仕事を探す	いいえ		なかった	
M-8	はい	署名した	2009	日本の人材派遣会社	内容理解に自信がない	2年間働く。借りた経費を給料から差し引く。	2年間	2年間終了後は、借金を完済していたら、書類を返す。	いいえ			
M-9	はい	署名した		日本の人材派遣会社	内容理解に自信がない	M-8と同じ	2年間	M-8と同じ	いいえ			

表1-6:JFCの母、来日経路

ID	来日時の空港	仲介業者等の付き添い	空港への迎え	誰と一緒に来たか	同行者は以前からの知り合いか	全部で、何人で一緒に来たか
M-1	名古屋		Z社	自分だけ(1人で来た)	いいえ	NA
M-2	成田	いた		家族以外も一緒だった	はい	3人
M-3	名古屋	いない	Z社	家族以外も一緒だった	いいえ	3人
M-4	名古屋		Y社	家族以外も一緒だった	いいえ	5人
M-5	名古屋	いた	W社	家族以外も一緒だった	はい	7人
M-6	名古屋	いた	W社	家族以外も一緒だった	はい	7人
M-7	関西	いない		家族以外も一緒だった	いいえ	4人
M-8	名古屋	いた	W社	家族以外も一緒だった	いいえ	14人
M-9	名古屋	いた	W社	家族以外も一緒だった	いいえ	14人

表1-7: JFCの母、来日後の暮らし

ID	来日後の居住地	住居形態	住居提供者	住居の契約者	同居者の有無	同居者は誰か
M-1	中部地方	アパート	Z社	娘	いた	娘、数人のJFC親子
M-2	中部地方	アパート	Z社	Z社	いた	別のJFC親子
M-3	中部地方	アパート	Z社	Z社	いた	別のJFC親子
M-4	中部地方	アパート	Y社		いなかった(自分たちの家族だけ)	
M-5	中部地方	アパート	W社	わからない	いた	別のJFC親子
M-6	中部地方	アパート	W社	W社	いた	別のJFC親子
M-7	関西地方	ビルの一室	U社	わからない	いた	16人
M-8	中部地方	アパート	W社	W社	いなかった(自分たちの家族だけ)	
M-9	中部地方	アパート	W社	W社	いた	別のJFC親子

表1-8: JFCの母、来日後の初職

ID	仕事の種類	雇用形態	就業開始時刻	終了時刻	(時給制の場合)時給は	(日給制の場合)日給は	(月給制の場合)税込み月収は	(月給制の場合)手取り月収は	毎月の家賃	光熱費	電話・インターネット代	保険・年金	1年間の送金額	今もその仕事をしているか
M-1	清掃ホテル、スーパー(給湯)	派遣社員	8:00	16:30		2000円		32,000円	知らない、給料から天引き	知らない、給料から天引き	知らない、給料から天引き	払っていない	送金できない	していない(借金返済中に逃亡した)
M-2	居酒屋などの清掃	パートタイム	12:00	24:00:00	380~430円	4000円~5000円	約8万		3万8千円		7000円~1万円	18000円	たまに、お金がない。	していない(借金返済中に逃亡した)
M-3	居酒屋の掃除	パートタイム	8:00	17:00	800円	2400円		10万	6万3千円(母子で半々3万ずつ)	8000円(母子で半々4000円ずつ)	夫が負担	8000円くらい	毎月2万5千円送っている。フィリ	今(クリスマス)は絶対に必要な時だけ
M-4	介護	派遣社員	8:30	17:30	750円				75000円	1万円くらい	3人で2万円			していない(借金返済後、転職した)
M-5	弁当工場	派遣社員	14:00	11:00	730円				18,000円	15,000円	25,000円	20,000円	120,000円	している
M-6	弁当工場	派遣社員	22:00	18:00	800円				28,000円	20,000円	5,000円	20,000円	240,000円	している Yes
M-7	エンターテイナー	派遣社員	22:00	5:00			5万		65,000円	25,000円	25,000円	6,000円	360,000円	していない(借金返済中に逃亡した)
M-8	水産加工工場	派遣社員	8:00	18:00	720円			9万だが、天引きされて1万~2万	50000円	天引き	自己負担	天引き	たまに余裕があれば母親に送金。	していない(借金返済後、転職した)
M-9	水産加工工場	派遣社員	8:00	19:00	720円			額面19万円、前借が天引きされて3000円のときも	55000円	天引き	所有せず	天引き	送金できず	していない(借金返済中に逃亡した)

表1-9: JFCの母、貸付金の返済

ID	借金の総額	現在も返済中か	返済中の場合	
			月々の返済額	返済期間
M-1	わからない		わからない	
M-2	150万円(渡航手数料、弁護士)	現在も返済している	4万円	3年契約終了の2014年7月まで
M-3	わからない	現在も返済している	5万~3万に減額	3年間
M-4	44万円	返済は終わった		
M-5	383,840円	返済は終わった		
M-6	72,000円	返済は終わった		
M-7	わからない			
M-8	4人で88万円	返済は終わった	50000円	2年間
M-9	2人で57万円	返済は終わった	35000円から40000円	2年間

表1-10:JFCの母、パスポートの管理

ID	パスポートは自分で管理していたか	他人が管理している場合			
		誰か	なぜそうするのか説明があったか	預かり証への署名	他人が旅券管理は違法との認識あったか
M-1	はい				
M-2	はい				
M-3	はい	母の来日前は息子の日本パスポートはエージェント管理	説明なし		知っていた
M-4	はい				
M-5	いいえ	エージェント	説明あり	いいえ	知っていた
M-6	いいえ	エージェント	説明あり	いいえ	知っていた
M-7	いいえ	雇用主	説明あり	いいえ	知っていた
M-8	いいえ	エージェント	説明なし	いいえ	知らなかった
M-9	いいえ	雇用主	説明なし	いいえ	知らなかった

表1-11:JFCの母、逃亡の有無

ID	最初の就労先から借金完済前に逃げたか	逃亡の場合		
		理由	手助けした人	次の住居と仕事の見つけ方
M-1	はい	就労条件があまりに悪い。娘がパパで働かされて嫌だった	フィリピン人の友達	友人宅に居候、仕事を探した
M-2	はい	夜の仕事をしにくい		市役所生活保護担当(予定)
M-3	いいえ			
M-4	いいえ			自分で
M-5	いいえ			
M-6	いいえ			
M-7	はい	居住環境が悪い	同僚のフィリピン人、子どもの実父	先に逃げたフィリピン人女性
M-8	いいえ			
M-9	いいえ			

表1-12:JFCの母、一時帰国

ID	JFC(親)として来日後、一時帰国したか	一時帰国ありの場合	
		回数	目的
M-1	いいえ		
M-2	はい	1回	休暇
M-3	いいえ		
M-4	はい	1回	法事
M-5	いいえ		
M-6	はい	1回	家族に会う
M-7	はい	4回	家族に会う
M-8	いいえ		
M-9	はい	1回	家族に会う

表2-1: JFC本人、フェイスシート

*「大変貧しい」は「一日三回食べるのにも困る」程度、「やや貧しい」は「一日三回食べられるが生活に余裕がない」程度と定義した。

ID	生年	出生地	現住地	JFCとしての来日年	婚姻状態	嫡出子か	現在の国籍	日本国籍取得方法	最終学歴	来日前の暮らし向き	来日前の家計の担い手
C-1	1994	マニラ首都圏	関東地方	2012	未婚	いいえ(生後認知されている)	日比の二重国籍	生後認知	専門学校卒	NA	
C-2	1991	ミンダナオ島	中部地方	2011	未婚	はい(法律婚の両親から生まれた)	フィリピンのみ		ハイスクール中退	たいへん貧しい	
C-3	1991	ミンダナオ島	中部地方	2010	未婚	いいえ(生後認知されている)	フィリピンのみ		ハイスクール卒	やや貧しい	
C-4	1994	ルソン島中部	中部地方	2013	未婚	はい(法律婚の両親から生まれた)	フィリピンのみ		大学中退	やや貧しい	母
C-5	1996	ルソン島南部	中部地方	2014	未婚	はい(法律婚の両親から生まれた)	日比の二重国籍		ハイスクール卒	ミドルクラス	自分のきょうだい
C-6	1993	ルソン島南部	関東地方	2012	未婚	はい(法律婚の両親から生まれた)	日比の二重国籍	国籍再取得	ハイスクール中退	やや貧しい	子どもの父親からの送金
C-7	1993	ルソン島南部	関東地方	2012	未婚	はい(法律婚の両親から生まれた)	日比の二重国籍	国籍再取得	大学中退	やや貧しい	子どもの父親からの送金
C-8	1992	ルソン島中部	関東地方	2013	未婚	はい(法律婚の両親から生まれた)	日比の二重国籍		大学中退	やや貧しい	母のいとこ
C-9	1992	マニラ首都圏	関東地方	2011	既婚(法律婚)	はい(法律婚の両親から生まれた)	日本国籍のみ	生後認知	日本で中卒	ミドルクラス	自分
C-10	1984	マニラ首都圏	関東地方	2008	未婚	いいえ(生後認知されている)	フィリピンのみ			大学卒	自分

表2-2: JFC本人、子どもの日本国籍取得

ID	子どもの日本国籍を約束した人はいたか	実際にそこで支援をしてもらったか	支援開始時期	費用がかかったか	かかった費用	返済方法	メモ
C-1	はい	はい		いいえ	不明		マリガヤハウスのクライアント
C-2	いいえ	いいえ	2006年	はい		来日後に働きながら給与天引き	
C-3	はい	はい					
C-4	はい	はい	2002年	いいえ			
C-5							
C-6	はい	はい	2012年	いいえ	NA		
C-7	はい	はい	2013年	いいえ	NA		
C-8			2012年	はい	163,000円	来日後に働きながら給与天引き	
C-9	いいえ	いいえ	2010年	はい	180,000円	来日後に働きながら給与天引き	
C-10	いいえ						

表2-3: JFC本人、来日まで

ID	来日の意思決定者	準備開始時期	渡航費用は自分が用意したか	渡航費を貸した仲介業者	仲介業者を知った経緯	クライアント登録時期	NSO書類取得者	ビザ取得に大使館へ行った人	来日時の国籍またはビザの種類
C-1	母と自分	2012	いいえ	A社	母の友人	2012			日本国籍
C-2			はい	X社	叔父	2006	D社	D社	日本人配偶者等
C-3	母、妹、自分	2009	いいえ	D社	新聞広告		母	母	日本人配偶者等
C-4	自分	2012	はい	H社	JFCの友人	2012	母	仲介業者	日本人配偶者等
C-5	自分	2013	はい	H社	母	2006	母	不要	二重国籍
C-6	自分	2012	いいえ	F社	インターネット	2012	自分	F社	フィリピン国籍
C-7	兄	2012	いいえ	F社	インターネット	2012	自分	F社	フィリピン国籍
C-8	自分	2012	いいえ	E社	Aさん	2012	親戚	NA	日本国籍
C-9	自分	2011	いいえ	E社	路上で会う	2010	NA	NA	日本国籍
C-10	自分	2007	X社				自分	雇用者	企業内転勤

表2-4: JFC本人、労働契約

ID	来日前に労働契約書を見たか	労働契約書に署名したか	署名した場合						逃亡に備えて保証人たてたか	保証人の場合	労働契約無の場合	
			いつ署名したか	誰との契約か	契約書を読んで理解してから署名したか	契約内容	契約期間	契約期間終了後はどうなるか		逃亡の場合の罰金等は	来日前に約束あったか	約束の内容
C-1	いいえ	署名していない							はい	電話代がかさみ、母を保証人とするよう要求された	なかった	
C-2	はい	署名した	ビザが届いてから	日本の人材派遣会社		誓約書				出身地の家族が払う		
C-3	はい	署名した	2010		いいえ	手取り20万円と聞いていた				残った借金は払う		
C-4	はい	署名した	2013	フィリピンの仲介業者と日本の人材派遣会社両方	はい	H社との契約	3年間	3年を終えればOK	はい	母を訴える、フィリピンの家財道具を売る		
C-5	はい	署名した	2014	日本の人材派遣会社	はい	借金22万円	3年間		はい			
C-6	はい	署名した	2012	フィリピンの仲介業者	内容理解に自信がない	詳細は覚えていない	3年間	学校に通いたい	はい	罰金20万ペソ		
C-7	はい	署名した	2012	フィリピンの仲介業者	内容理解に自信がない	覚えていない	3年間	計画なし	はい	罰金20万ペソ、親族が払う	あった	
C-8	はい	署名した	2013	日本の人材派遣会社	はい		2013年10月から、終了時期は明記せず	派遣会社を離れて仕事を探す	いいえ			
C-9	はい	署名した	2011	フィリピンの仲介業者	はい		3年間	給与の高い仕事を探す	いいえ			
C-10	はい	署名した	2012	フィリピンの雇用者	はい	詳細は忘れたが、会社の都合で解雇できるとのこと	3年間	エンジニアとして日本で仕事を続け、給与の良い仕事を探す	いいえ			

表2-5: JFC本人、来日経路

ID	来日時の空港	仲介業者等の付き添い	空港への迎え	誰と一緒に来たか	同行者は以前からの知り合い	全部で、何人で一緒に来たか
C-1	名古屋	いた	Z社		いいえ	
C-2	名古屋	いない	X社	別のJFC	はい	2人
C-3	関西			家族以外も一緒だった	はい	
C-4	関西	いない	T社		はい	2人
C-5	関西		T社	自分だけ(1人で来た)		1人
C-6	名古屋	いない	W社	家族以外も一緒だった	いいえ	12人
C-7	名古屋	いない	W社	家族以外も一緒だった	いいえ	12人
C-8	名古屋	いない	W社	自分だけ(1人で来た)		NA
C-9	名古屋	いない	W社	別のJFC	いいえ	4人
C-10	成田	いた	雇用主	雇用企業の日本人社員	はい	2人

表2-6: JFC本人、来日後の暮らし

ID	来日後の居住地	住居形態	住居提供者	住居の契約者	同居者の有無	同居者は誰か
C-1	中部地方	アパート	Z社	自分	いた	別のJFC親子
C-2	中部地方	アパート	X社	X社	いた	JFCの母親など13人
C-3	関西地方	寮	V社	V社	いなかった(自分たちの家族だけ)	
C-4	中部地方	アパート	S社	S社	いなかった(自分たちの家族だけ)	
C-5	中部地方	アパート	S社	S社	いた	
C-6	中部地方	アパート	W社	W社	いた	別のJFC
C-7	中部地方	アパート	W社	W社	いた	別のJFC
C-8	中部地方	アパート	W社	NA	いた	別のJFC
C-9	中部地方	アパート	W社	W社	いた	別のJFC
C-10	関東地方	寮	雇用主	NA	いなかった(自分たちの家族だけ)	NA

表2-7: JFC本人、来日後の初職

ID	仕事の種類	雇用形態	就業開始時刻	終了時刻	(時給制の場合)時給は	(日給制の場合)日給は	(月給制の場合)税込月収は	(月給制の場合)手取り月収は	毎月の家賃	光熱費	電話・インターネット代	保険・年金	1年間の送金額	今もその仕事をしているか
C-1	掃除(ホテル、居酒屋)→フィリピンバブ	派遣社員	日による	日による		2000円		月によりバラバラ	わからない	わからない	わからない	払っていない	送金できず	していない(借金返済中に逃亡した)
C-2	ガラス工場	パートタイム	19:30	7:30	950円		24万(夜勤なのでプラス3万)	15万円	25000円	家賃に含まれる	10000円	社会保険:3万、年金:なし	毎月6~7万円	している
C-3	介護		8:30	17:30			123,000円+15,000円(通勤手当)+23,100(宿舎給食手当)		24,000円				毎月5万円	していない(借金返済中に逃亡した)
C-4	内装クロス工場	派遣社員	8:00	19:00	850円 残業は1000円		17万円	9~10万円	20000円	15000円	3000円	保険5000円、年金は払っていない	最初初めて送金した	している
C-5	パネル屋根工場	派遣社員	8:00	19:00	850円 残業は1000円		まだ受け取っていない		20,000円	15000円				している
C-6	水産加工工場	派遣社員	6:00	18:30	730円				30,000円	10,000円	10000円	払っていない	年間30万円	借金返済後に転職
C-7	水産加工工場	派遣社員	8:00	17:00	735円				37,500円	わからない	NA	わからない	年間30万円	借金返済後に転職
C-8	水産加工工場	派遣社員	8:00	17:00	730円				29,000円	3000~5000円	電話はない	払っていない	半年で19万円	していない(病気など)
C-9	水産加工工場	派遣社員	7:00	21:00	730円				40,000円	15,000円	10000円	5000円	年間36万円	借金返済後に転職
C-10	エンジニア	正社員	8:45	17:30			18,500円	16,000円	NA	NA	1000円	NA	0	している

表2-8: JFC本人、貸付金の返済

ID	借金の総額	現在も返済中か	返済中の場合	
			月々の返済額	返済期間
C-1	わからない		返済を辞めた	
C-2	44万5千円	返済は終わった	5~10万	8か月
C-3	279,000円	現在も返済している	残り9万円	
C-4	40万	現在も返済している	4万円	10ヶ月
C-5	32万	現在も返済している	まだわからない	10ヶ月
C-6	150,000円	返済は終わった		
C-7	150,000円	返済は終わった		
C-8	163,000円	返済は終わった		
C-9	180,000円	返済は終わった		
C-10	なし			

表2-9:JFC本人、パスポートの管理

ID	パスポートは自分で管理していたか	他人が管理している場合			
		誰か	なぜそうするのか説明があったか	預かり証への署名	他人が旅券管理は違法との認識あったか
C-1	はい				
C-2	はい				
C-3	はい				
C-4	はい				
C-5	はい				
C-6	いいえ	エージェント	説明されなかった	いいえ	知っていた
C-7	いいえ	エージェント	説明された	いいえ	知らなかった
C-8	いいえ	エージェント	説明された	いいえ	知っていた
C-9	いいえ	エージェント	説明された	いいえ	知らなかった
C-10	いいえ	雇用主	説明された	いいえ	知っていた

表2-10:JFC本人、逃亡の有無

ID	最初の就労先から借金完済前に逃げたか	逃亡の場合		
		理由	手助けした人	次の住居と仕事の見つけ方
C-1	はい	バブで働くのが嫌。給料が少ない。	母の友人	母の友人宅に泊まり、彼女の紹介で工場で働き始めた。
C-2	いいえ			
C-3	はい	借金の負担が重い。母と別居したい。	同僚のJFCの母	先に逃げたJFCの母を頼る
C-4	いいえ			
C-5	いいえ			
C-6	はい	借金返済後、日本国籍を取得したいがエージェントが非協力的	フィリピン人の知人	フィリピン人の知人を頼る
C-7	はい	仕事がきつすぎる	フィリピン人の知人	フィリピン人の知人を頼る
C-8	はい	労務管理上の問題	なし	別のJFC
C-9	いいえ			
C-10	いいえ			

表2-11:JFC本人、一時帰国

ID	JFC(親)として来日後、一時帰国したか	一時帰国ありの場合	
		回数	目的
C-1	はい	1回だけ。2012年	休暇、家族に会う、仲介業者から逃避
C-2	はい	1回	家族と子どもに会う
C-3	はい	1回	休暇
C-4	いいえ		
C-5	いいえ		
C-6	はい	1回	家族に会う
C-7	はい	1回	休暇、家族に会う
C-8	いいえ	NA	
C-9	はい	2回	家族に会う
C-10	はい	5回	家族に会う

2014 年 4 月 20 日 『まにら新聞』(転載許可済)

貸付金の返済で困窮 日本就労の新日系2世 比支援団体が実態調査

フィリピンとの新日系2世の支援活動をしている特定非営利活動法人(NPO)「JFCネットワーク」(東京都新宿区、伊藤里枝子事務局長)は19日午後、神奈川県川崎市で報告集会を開き、来日した多くの新日系2世や母親が、仲介業者から借りた高額の手数料や渡航費など貸付金の返済で困窮している実態調査の結果を明らかにした。貸付金の担保に旅券を取り上げる悪徳業者もいると指摘し、改正国籍法の施行で今後も増加するとみられる新日系2世の救済策が必要と訴えている。

改正国籍法 婚姻関係のない比人女性と日本人男性の間に生まれた比国籍の子供は、出生後に父親から認知されても日本国籍を取得できなかった。しかし新日系2世10人が東京地裁に「国籍法は法的に平等と定めた憲法違反と提訴」。一審勝訴、系2世が増えている。

二審棄却だったが、最高裁大法廷は2008年6月、未婚を理由に国籍を認めないのは憲法違反と判決。同年12月に国籍法が改正され、翌年1月に施行された。この結果、日本国籍を取得、就労目的で母親と来日する新日系2世が増えている。

実態調査は「JFCネットワーク」が「移住連女性プロジェクト」(東京都文京区)、「JNATIP」(人身売買禁止ネットワーク)、「東京都中央区」の協力を得て昨年11月から5カ月間かけて実施。貸付金の取り立てなどに困って駆け込んできた相談者の中から新日系



新日系2世の調査報告書を説明する調査担当者=19日午後1時20分ごろ、神奈川県川崎市の活動報告集会場です

2世10人と母親9人の19人を対象に聞き取り調査した。実態調査の報告書によると、新日系2世の母子は、ほとんどが比のNGOや財団を名乗る団体に登録し、この団体が日本の雇用主や人材派遣業者と提携し就労

をあっせんし来日した。渡航費用など貸付金は1人10万円から50万円、最高は150万円。貸付金の総額も契約上は明確に伝えられず、日本に来て初めて知った人もいた。150万円の貸付金があった母親は返済契約は3年で、毎月の返済金が4万円に上っている。返済金が滞ると、仲介業者から追い掛け回されるケースもあった。バブで働く娘の借金の保証人を強制された母親は、転居の度に押し掛けられ、腕をつかまれ連行されそうになったという。返済の担保に旅券を取り上げる業者もいる。

報告書は日本政府に対して①新日系2世の来日人数と就労の実態把握②人権擁護の法整備と担当部局の設置③来日した新日系2世と家族への支援策の強化―など救済策を打ち出すよう提言している。

「JFCネットワーク」の伊藤事務局長は「個々のケースを調査して全体像の一端が見えるところまでできた。今後さらに調査対象を広げ、JFCの就労問題の全体像を明らかにしたい」と述べた。

(東京支局・富田信吾)

追記：2014 年 4 月 20 日 『東京新聞』(川崎版)にも報告会につき記事掲載されました。

2013 年度パルシステム東京市民活動助成調査報告書(改訂版) 「改正国籍法施行以後のジャパニーズ・フィリピン・チルドレンの来日と就労の課題」 発行: NPO 法人 JFC ネットワーク 非売品 発行年月日: 2014 年 5 月 7 日

＊本報告書は、2014 年 4 月 19 日の本調査報告会において配布した報告書に加筆修正をした改訂版です。本報告書の記述を引用される場合は、出典を明記してください。

＜執筆者＞

伊藤里枝子	NPO 法人 JFC ネットワーク事務局長
稲葉奈々子	茨城大学教員
高畑 幸	静岡県立大学教員
原めぐみ	大阪大学大学院生
藤本伸樹	ヒューライツ大阪職員
吉田容子	弁護士、立命館大学教員

＜調査・編集協力＞

青木理恵子	NPO 法人 CHARM 事務局長
阿部エスペランザ	NPO 法人 JFC ネットワーク職員
大津恵子	元女性の家 HELP ディレクター
山岸素子	カラカサン共同代表

＜本報告書に関する問い合わせ先＞

特定非営利活動法人 JFC ネットワーク 事務局：伊藤里枝子
Citizen's Network for Japanese-Filipino Children
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-16-2 西新宿ハイホーム 206
tel/fax: 050-3328-0143
e-mail: jfcnet@jca.apc.org
URL: <http://www.jfcnet.org/>